

障がい者スキー認定教師規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条(1)項に基づき、障がい者を指導するスキー教師の育成のためにこれを定める。

2. 任 務

教育部障がい者スキー委員会の統括のもと、障がい者を指導するための指導法と技術の研究及び伝達を行い、障がい者スキーの普及・発展に寄与する。

3. 認定資格

(1)所属学校長より推薦を受けた正会員で、認定会に於いて所定の試験に合格し、その適正が認められた者。

(2)教育部が推薦し、理事会の議を経て会長が推薦した者。

4. 講 師

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

5. 認定会の実施

毎年1回以上、協会の主催で教育部が実施する。

6. 認 定

教育部で審査し、理事会の議決を経て会長が認定する。

7. 任 期

3年間とする。

8. 更 新

協会主催で教育部が実施する認定会の実践講習（2日間）に参加し、所定の試験に合格し、その適正が認められた者が更新される。

9. 認定の取り消し

認定期間の途中にかかわらず、教育部が不適格と認めた者を、理事会の議決を経て、認定を取り消す。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成24年 4月 9日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。